

埼玉県農地中間管理事業の推進に係る基本方針

平成26年3月13日

埼玉県

1 趣 旨

本県の農地は、各地域における農業生産の基盤であり、食料供給基地として県民生活を支える重要な資源でもあることから、この農地を確保し、有効利用を図っていくことが重要である。

このため、効率的かつ安定的な農業経営を営む農業経営体（以下、「担い手」という。）に、農地中間管理機構等を活用し農地の集積・集約化を加速するため、おおむね10年間に（平成35年度まで）の農地中間管理事業の推進に関する基本方向等について定めるものである。

2 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

- (1) 担い手への農地の集積・集約化と耕作放棄地の発生防止・解消を進める中核的な事業体に、農地中間管理機構を位置づけ、関係機関と連携して、その機能を最大限に活用する。
- (2) 農地中間管理事業は、「人・農地プラン」が作成されるなど農地集積の機運の高い地区において重点的に実施することとし、人・農地プランの作成・見直しと極力連動させることにより、効率的かつ効果的に推進する。

3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標

本県における担い手が利用する農用地の面積の目標を、以下のとおり定める。

項 目	現在（平成24年度）	10年後（平成35年度）
担い手が利用する耕地面積	13,936 ha	32,945 ha

4 3以外に農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

項 目	現在（平成24年度）	10年後（平成35年度）
担い手の利用する耕地のうち集約化されている農地の平均面積	—	1 ha（※）

※ 農地中間管理機構が貸付けを行っている農地のデータで把握するものとする。

5 農地中間管理事業の実施方法

- (1) 農地中間管理機構は、県が認可する農地中間管理事業規程に基づいて、農地中間管理事業を実施することとする。
- (2) 農地中間管理機構は、農業振興地域を有する県内の全ての市町村に対して農用地利用配分計画案の作成及び提出を要請するとともに、農地中間管理事業に関する相談窓口業務を、その同意を得た上で委託することを基本とする。
- (3) 上記に掲げた業務以外の業務については、市町村(農業委員会を含む)に対し、その同意を得た上で委託して実施することを基本とする。

ただし、農地中間管理機構と市町村が協議を行った上で、その能力・実情等からみて委託された業務を適切に行えると認められる場合には、当該市町村の区域の全部又は一部を事業区域とする市町村公社、農協、土地改良区その他の民間団体等に委託することができるものとする。

6 農地中間管理事業に関する啓発普及

- (1) 農地中間管理機構及び県は、農地中間管理事業及び関連施策の内容及び実施方法等に関して、市町村、農業委員会、J A等関係機関・団体並びに農業者に積極的に周知を図るものとする。
- (2) 市町村は、人・農地プランの作成・見直しをしようとするときは、地域の関係者に農地中間管理事業の活用方法について、周知徹底を図る。

7 関係機関・団体の連携・協力

県又は農地中間管理機構が中心となって、市町村、県農業会議、県農協中央会、県土地連のほか、関係機関・団体からなる連携・協力会議を設け、密接な連携・協力の下に農地中間管理事業の活用を図る。